

有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者1者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社春山組

期間：令和8年3月6日～令和8年4月5日（1ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

2. 指名停止の理由

株式会社春山組の経營業務管理責任者である代表者は、令和4年12月から令和5年2月までの間、他社が受注した公共工事において、自身を主任技術者として通知し、主任技術者が務めるべき業務に従事していた事実が認められた。当該工事期間は、株式会社春山組での職務に専ら従事していたとは認められないことから、建設業法第7条第1号に違反すると認められた。このことが、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、奈良県は、令和8年1月7日付けで、建設業法の規定に基づく監督処分（指示処分）を行った。

当該事実は、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成9年5月30日付け官会第1242号）の別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。